

■職域接種の実施にかかるよくあるお問い合わせ

番号	項目	質問	回答	掲載日
1	ワクチン関係	・使用するワクチンは何か。	・モデルナ社製のワクチンを使用します。	6月4日
2	ワクチン関係	・ワクチンを保管するフリーザーなども企業や大学で準備する必要があるのか。	・ワクチン接種に必要なフリーザーや、シリンジ、注射針は、国において準備されます。	6月4日
3	医療従事者 接種会場	・医療従事者や接種会場は、国や自治体において確保されるのか。	・企業や大学等におきまして確保いただくことになります。その場合、自治体による高齢者等への接種に影響を与えないよう配慮をお願いいたします。 ・なお、看護師につきましては、大阪府看護協会を通じて人材紹介いたします。	6月4日
4	接種会場	・1回目と2回目を違う会場で接種することは可能か。	・同一の会場で2回接種を完了する必要があります。	6月4日
5	接種対象	・他府県から通勤、通学する者も接種対象となるのか。	・接種対象になります。	6月4日
6	実施形態	・どのような単位であれば職域接種が実施可能か。	・企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含め実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能となっています。	6月7日
7	実施形態	・職域接種を行う医療機関にはどのようなパターンがあるのか。	・「企業内診療所での実施」、「外部機関が出張して実施（外部の医療機関が企業内の会議室などで実施）」、「外部機関に向いて実施（企業が指定した外部の医療機関で実施）」が想定されます。	6月7日
8	接種順位	・職域接種を実施するうえで、優先順位の配慮は必要か。	・職域接種の対象者の中で、国が示す接種の優先順位を踏まえて、高齢者や基礎疾患を有する者が優先的に接種できる機会を設けるようにしてください。	6月7日
9	接種費用	・接種費用はどこが負担するのか。	・職域接種も予防接種法に基づき行われるものであり、接種にかかる費用は同法に基づき支給されます。	6月7日
10	接種券	・接種券が届いていない場合でも接種が可能か。	・接種券が届く前でも接種可能です。 ・接種券が発送された後は、企業や大学等において本人から回収し、予診票に添付、請求等を行ってください。その間、予診票を保管しておいてください。	6月7日
11	接種会場	・どのくらいの接種回数を想定すればよいか。	・同一の会場で2回接種を完了すること、最低2,000回（1,000人×2回接種）程度の接種を行うことが基本とされています。	6月7日
12	ワクチン関係	・モデルナ社製のワクチンの対象年齢、接種間隔はどうなっているか。	・対象年齢は18歳以上、接種間隔は1回目接種から4週間の間隔となります。	6月7日

13	医療従事者	医師および看護師などの医療従事者の確保が困難である。紹介、斡旋などを行っていただけるか。	・日本医師会「新型コロナワクチン接種人材確保相談窓口」において、新型コロナワクチン接種に従事する「医師」「看護師」の人材確保の相談や企業の職域接種に関する相談を受け付けています。(https://www.jma-covid.jp/) ・前述のとおり、大阪府でも大阪府看護協会を通じて看護師のご紹介は可能です。	6月15日
14	医療従事者	各企業に医師・看護師を派遣することが、医療リソースの取り合い、すなわち自治体の大規模接種のスピードを遅らせることにはならないか。	職域接種は、市町村の一般接種（個別接種）に影響のない範囲で進めることを前提としています。	6月15日
15	副反応	緊急搬送時のルート確保はどうするのか。	緊急搬送については、企業で後方支援病院等の確保をお願いいたします。確保が難しい場合は、通常の救急搬送をお願いいたします。	6月15日
16	全般	企業内の事務方の研修の機会を設けて欲しい。	説明会について現在実施予定はございません。実施済みの説明会資料については、大阪府ホームページ「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の推進について」で公開しております。	6月15日
17	全般	必要な情報はどこで手に入るのか。	必要な資料や情報は大阪府ホームページ「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の推進について」へ掲載させていただきます。また、厚生労働省のホームページ「職域接種に関するお知らせ」もご確認ください。	6月15日
18	全般	申請は誰がどこから行うのか。	申請は企業が行うことを想定しております。下記 URL にてオンラインで申請を受け付けております。 専用 WEB 入力フォーム (https://ova.gbiz.go.jp)	6月15日
19	実施形態	中小企業や従業員が1000人に満たない企業による職域接種の申請等について。	現時点において、国から基準の緩和については示されておられません。	6月15日
20	実施形態	1800人受ける場合、600人×3カ所と会場を分散しても良いか。	現在は、1会場で1000人以上を想定しています。	6月15日
21	接種対象	従業員の家族への接種は可能か。	接種対象になります。	6月15日
22	接種対象	接種者の把握方法について 社員の場合は社員名簿、社員家族の場合は扶養控除申告者や健保の扶養対象等の名簿、扶養対象でない家族の場合は社員からの自己申告で問題ないか。	問題ございません。	6月15日
23	接種券	・海外赴任予定の方で、2回接種後すぐに赴任する場合、接種券が遅れて発送となると、既にその頃には赴任していて、日本に住居がないことも想定される。その場合は、事前に住居のある自治体に接種券を早く発送してもらうなどの対応が必要になるか。 ・海外駐在中の方で、一時帰国を利用して、職域で接種することは可能か。	・接種券の発送に関しては、住民票所在地の市区町村へご相談ください。 ・一時帰国を利用して、職域で接種することは可能です。その場合の接種券についても住民票所在地の市区町村へご相談ください。	6月15日

24	接種費用	職域接種を実施する企業にあって、医療スタッフが社内にいる・いない、また会場確保も有償・無償といった環境の差異があるなかで接種負担金(1件あたり2,070円)が一律と聞いているが、職域接種に要した実費の補てんについて検討しているか。	国から職域接種に対する新たな支援策が以下のとおり示されたところです。ただし現時点では、補助要綱等が示されていないので、今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。 <概要> 外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助) ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの	6月23日
25	接種費用	職域接種の運営について業者委託した場合、その費用に対する補助はないか。	現時点ではございません。	6月15日
26	接種費用	職域接種後の費用請求の具体的な手続内容を教えてほしい。	厚生労働省ホームページ「職域接種に関するお知らせ」内にある「職域接種向け手引き」をご覧ください。	6月15日
27	ワクチン関係	申込後、どの程度の期間でワクチンが各社に届くのか。	ワクチンの配送は国が管理しており個々の状況は正確に把握しておりません。現時点では、申請承認後、2～3週間程度必要としております。	6月15日
28	ワクチン関係	余ったワクチンの有効活用	あらかじめリストを作成するとともに、従業員のご家族等へ対象を広げていただくことなどが想定されます。	6月15日
29	ワクチン関係	同一企業内でのワクチン移動は可能か。 ワクチンはどこから納品されるか。	・モデルナ社製のワクチンの移動は認められません。納品会場での接種をお願いします。 ・ワクチンの卸業者等から納品されます。	6月15日
30	ワクチン関係	ワクチンは希望数が一度に納入されるのか、また接種希望日の何日前に納入されるか。	ワクチンは、接種予定人数などを考慮して、国が供給量を決定します。配送は1週間ごとになる見込みです。納品日についてはワクチンの卸業者等と調整していただきます。	6月15日
31	ワクチン関係	・報道では「地域の接種に妨げにならないように」とありますが、産業医や看護師が常駐していない企業は実施できないか。 ・1日の接種件数(予定)の下限はあるか。	・市町村の個別接種の担当医療従事者以外の方を確保していただければ問題ございません。 ・1日当たりの接種券数の下限は、特に想定していません。ただし、ワクチンが1バイアル10回分ですので、最低10人には接種していただく必要はございます。	6月15日
32	接種券	自治体からの接種券が未到着の従業員が大半だが、どのように管理すればいいか。	・部署ごとに管理する、氏名順に管理する、といったことが考えられます。	6月15日
33	請求	請求事務は企業、医療機関どちらが行うのか。	どちらでも問題ございません。	6月23日

34	全般	<p>・職域接種のために会社に来て、勤務は一切せずに接種後自宅に帰る場合、自宅-会社間の移動中に発生した事故については、労災(通災)の扱いになるか。</p> <p>・午前中は会社で勤務し、午後職域接種を受け、接種後は業務をせずに帰宅し、帰宅の途中で被災した場合は、労災(通災)扱いになるか。</p>	<p>労災については、労働基準監督署にお問い合わせください。</p>	6月23日
35	全般	<p>職域接種における保健医療機関コード(類似コード)の付番業務は国・都道府県のいずれが行うのか。</p>	<p>厚生労働省が代行・補助することに同意されている場合、当面は国において類似コードの付番を代行しており、その旨は企業に接種開始可能日などをご連絡する際に国よりご案内しております。</p>	6月23日
36	予診票	<p>・医療機関側で予診票の余白への追記は可能か(様式に1回目・2回目と印字、医師の指示を記載等)。</p> <p>・医療機関側で予診票の裏面に予診時のメモを残すことは問題ないか。</p>	<p>「欄外」(四隅の■の外側を直線で結んだ外側の部分の余白部分)のほか、「医師記入欄」内の余白部分、予診票裏面(表面に透けないように記入する場合に限り)に記入・印字することは差し支えありません。ただし、記入・印字できるように予診票のレイアウト自体の変更はしないでください。</p>	6月23日
37	接種券	<p>予診票質問項目「現時点で住民票のある市町村とクーポン券に記載されている市町村は同じですか。」について、接種券を持っていない方が受診される場合の回答欄について</p>	<p>その時点で記載の必要はありません。住所欄に住民票のある住所が記載されていることを確認いただき、接種券が提出された段階で、住所欄と照合することになります。</p>	6月23日
38	全般	<p>申請に対して、国が承認後、どのくらいで連絡が来るのか。</p>	<p>承認後、開始希望日が早い企業から国(または委託事業者)より随時連絡がございます。</p>	6月23日
39	ワクチン関係	<p>すでにファイザーワクチンを取り扱っている場合、モデルナワクチンの納品を受けることはできないか。</p>	<p>ファイザー社ワクチンを使用している医療機関等において、武田/モデルナ社のワクチンによる職域接種を受け入れる場合には、複数種類のワクチンの同一医療機関等での一時的な併用が認められています。ただし、ワクチンの混同による間違い接種等を防ぐため、以下のとおり、各ワクチンの接種や管理、運用等について明確に区分することが必要となりますのでご注意ください。</p> <p>【複数種類のワクチンの切り替えや併用時の区分】</p> <p>①複数種類のワクチンで、被接種者の同線が重ならないようにすること(例:フロアを分ける、接種の時間や曜日を区別する)</p> <p>②保管冷凍庫等の設置場所・管理を明確に分けること</p> <p>③ワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、ワクチンの種類ごとに責任者・担当者、接種関連器具・物品も区分すること(管理簿や関連器具等を色で区分する)</p>	6月23日
40	全般	<p>1回目の接種の際にまだ接種券が届いていない方が、2回目の接種までに届いた場合、接種記録書や接種済証の取り扱いはどのようになるか。</p>	<p>予防接種法施行規則第四条に「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対し予防接種済証を交付するもの」とされているため、可能な限り接種医療機関が予防接種済証を記載し交付することとなりますが、これによりがたい場合は、1回目に接種記録書、2回目のみ接種済証を発行することは許容されます。</p>	7月5日

41	全般	ワクチンの廃棄に係る報告について	厚生労働省のHPに掲載されている報告様式を使用して、国・都道府県・市町村に報告を行ってください。 <報告様式> https://www.mhlw.go.jp/content/000806296.xls	7月5日
42	請求	職域接種の申請に際して類似コードが付番されたが、元々持っている医療機関コードを使用してもよいのか。	職域接種用に付番された類似コードを使用してください。(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き(第2版)(令和3年7月1日))	7月5日
43	請求	職域接種の際、社員や従業員から、接種費用を徴収しても構わないか。	予防接種法に基づく臨時接種である今回の接種では、被接種者等から実費を徴収することはできません。 職域接種では、企業・大学等が接種に必要な医療従事者や会場等を自らで確保することとしており、被接種者である従業員等に一部の費用を負担させることは適切ではありません。 なお、従業員等に対する接種に必要な費用の一部を、職域接種を行う企業・大学等が負担することは差し支えありません。 複数の企業・大学等が共同で実施する場合には、企業・大学等間で負担割合を調整することも考えられます。	7月5日
44	全般	海外在留邦人等に対する職域接種会場でのワクチン接種事業について	日本政府においては、在留邦人保護等の観点から、一時帰国中の海外在留邦人等に対し、日本国内で新型コロナウイルスワクチンを接種する事業を実施することとしています。 本事業の詳細は以下の外務省ホームページに掲載されています。 <外務省ホームページ> https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html	7月5日
45	請求	職域接種における国保連への様式5-2(口座番号情報)の提出時期について、 ①「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き(第2版)」P16では、集合契約に参加した月の翌月20日までに国保連へ提出 ②同手引P47では、初回請求時には、国保連へ提出と記載されているが、どちらの期日を採用すべきか。	接種実施医療機関にとって、初回請求時(当該接種を行った日が属する月の翌月10日まで)と集合契約に参加した月の翌月20日までのいずれか早い日付までに提出ください。	7月15日
46	接種券	・1回目接種時に接種券を持っていなかった方に接種記録書を発行したが、本人が紛失。2回目接種時も接種券を持っていなかった場合、接種記録書の発行について、企業・大学側はどのように対応すべきか。	2回目の接種記録のみを記入することができます。また、当該医療機関が1回目の接種記録を保持している場合、当該記録をもとに、1回目分を併せて記録することができます。 シール貼付欄については、ワクチン名とロット番号を手書きで記載いただくことでも構いません。	7月15日

47	接種券	2回目接種時も接種券なしで接種した方の取扱いについて、接種済証(接種券)については、接種記録書で代用するので、接種済証にシールを貼る等の対応は不要との理解でよろしいか。	2回接種済であることを記載した接種記録書を交付した場合は、接種券と併せて交付された未記入の接種済証は廃棄しても差し支えありません。	7月15日
48	予診票	予診票の医療機関等コードの欄に、誤って従来の保険医療機関コードを書きってしまった場合、予診票の修正以外に何か対応方法がないか。	大量の予診票に誤って保険医療機関コードを記載するなど、予診票の修正がどうしても困難な場合には、保険医療機関コードでの費用請求もやむを得ませんが、その際には、同月にファイザー社のワクチンによる個別接種の請求もある場合には、個別接種分と職域接種分を合算して請求書を作成してください。なお、翌月以降の請求においては、予診票には必ず類似コードを記載し請求してください。	8月4日
49	請求	接種費用の請求は、当該接種を行った日が属する月の翌月10日までにしなければならないとあるが、接種券が届いていない等の理由により、間に合わなかった場合どうすればよいか。	月遅れ請求が認められておりますので、速やかに次月等に請求を行ってください。	8月4日